

西条市使用料等審議会からの答申内容等の概要について

1 使用料等審議会からの答申内容

(1) 料金体系の統一(案)について

客観的な区分判定が可能であり、費用負担の公平性が確保できる口径別とする。

(2) 水道料金の統一(案)について

①全体の平均改定率(案)について

西条市の上水道事業全体として約1.1%の料金値上げとすること。

(※平均改定率1.1%は、改定後の料金で計算した場合、現行料金と比べて料金収入の総額が西条市全体で1.1%増額していることを表しています。)

②地区別の平均改定率(案)について

1. 西条地区は、約4.6%の値上げとすること。
2. 東予地区は、約3.1%の値上げとすること。
3. 丹原地区は、約1.8%の値下げとすること。
4. 小松地区は、約8.7%の値下げとすること。

(※丹原地区と小松地区の平均改定率は値下げとなりますが、小口径では使用水量により値上げになる場合があります。④の比較表を参照してください。)

③水道料金改定(案) (1か月につき) (メーター使用料込み、消費税別)

メーター口径	基本水量	基本料金(円)	超過料金(円/㎡)
13mm	8㎡まで	900	8㎡を超えるもの 150
20mm	8㎡まで	990	
25mm	10㎡まで	1,360	10㎡を超えるもの 150
30mm	10㎡まで	1,760	
40mm	10㎡まで	2,250	
50mm	10㎡まで	3,700	
75mm	10㎡まで	4,400	
100mm	10㎡まで	5,300	

④地区別一般家庭用(口径 13 mm、20 mm)水道料金改定(案)比較表

1. 西条地区専用給水装置との比較

(単位：円、消費税込、1 箇月)

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
13mm	8 m <sup>3</sup>	1,078	990	-88
	10 m <sup>3</sup>	1,078	1,320	242
	20 m <sup>3</sup>	2,728	2,970	242
	30 m <sup>3</sup>	4,378	4,620	242

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
20mm	8 m <sup>3</sup>	1,144	1,089	-55
	10 m <sup>3</sup>	1,144	1,419	275
	20 m <sup>3</sup>	2,794	3,069	275
	30 m <sup>3</sup>	4,444	4,719	275

2. 東予地区家庭用との比較

(単位：円、消費税込、1 箇月)

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
13mm	8 m <sup>3</sup>	1,078	990	-88
	10 m <sup>3</sup>	1,078	1,320	242
	20 m <sup>3</sup>	2,728	2,970	242
	30 m <sup>3</sup>	4,378	4,620	242

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
20mm	8 m <sup>3</sup>	1,144	1,089	-55
	10 m <sup>3</sup>	1,144	1,419	275
	20 m <sup>3</sup>	2,794	3,069	275
	30 m <sup>3</sup>	4,444	4,719	275

3. 丹原地区との比較

(単位：円、消費税込、1 箇月)

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
13mm	8 m <sup>3</sup>	1,243	990	-253
	10 m <sup>3</sup>	1,243	1,320	77
	20 m <sup>3</sup>	2,893	2,970	77
	30 m <sup>3</sup>	4,543	4,620	77

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
20mm	8 m <sup>3</sup>	3,014	1,089	-1,925
	10 m <sup>3</sup>	3,014	1,419	-1,595
	20 m <sup>3</sup>	3,014	3,069	55
	30 m <sup>3</sup>	4,664	4,719	55

4. 小松地区との比較

(単位：円、消費税込、1 箇月)

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
13mm	8 m <sup>3</sup>	913	990	77
	10 m <sup>3</sup>	1,243	1,320	77
	20 m <sup>3</sup>	2,893	2,970	77
	30 m <sup>3</sup>	4,708	4,620	-88

口径	使用水量	現行料金	改定案	差額
20mm	8 m <sup>3</sup>	4,004	1,089	-2,915
	10 m <sup>3</sup>	4,004	1,419	-2,585
	20 m <sup>3</sup>	4,004	3,069	-935
	30 m <sup>3</sup>	5,214	4,719	-495

(3) 公衆浴場用料金(案)について

物価統制令の対象である一般公衆浴場については、超過料金を120円とする。

(消費税別)

現 行	改 正 案
東予地区のみ湯屋用料金を設定	全地区対象に一般公衆浴場用料金を設定
基本料金 100 m <sup>3</sup> まで 11,380 円	基本料金 水道料金改定(案)と同じ
超過料金 100 m <sup>3</sup> を超える 150 円	超過料金 120 円

(4) 手数料等改定(案)について

原価計算に基づき金額を見直し、改定手数料等(案)のとおりとする。

また、水道を再開する際、止めている期間が2年を超える場合に徴収している再設加入金は廃止し、期間にかかわらず給水装置再開手数料を徴収する。

① 改定手数料等(案)

(円：消費税別)

名 称	現行手数料金額	改定手数料(案)金額	差額	消費税
給水装置再開手数料	4,761	5,000	239	課 税
設計審査手数料	1,000	1,500	500	非課税
工事検査手数料	1,000	2,200	1,200	非課税
再設加入金	19,047	廃止	—	課 税

## 2 今後の予定

- (1) 令和3年12月議会に関係条例の一部改正案を提出予定。
- (2) 水道料金の条例改正案については、令和4年3月1日施行とし、令和4年4月、5月使用分として徴収する水道料金の算定から(令和4年6月請求分から)適用予定。
- (3) 手数料等の改定案については、令和4年4月1日施行予定。